令和３年度６次産業化優良事例表彰実施要領

６次産業化推進協議会

第１　趣旨

　地域における６次産業化を進めるためには、農林漁業者に対して広く普及・啓発を図り、地域でのネットワークを構築していくことが必要です。本事業では異業種や地域とのネットワークを積極的に構築し、新たな視点で６次産業化に取り組み、地域を活性化している事業者を表彰し､全国に広く紹介することにより、６次産業化の推進を図り、地域ネットワークの構築につなげることとします。

　本事業は農林水産省の委託事業「令和３年度６次産業化普及啓発委託事業」により実施します。

第２　実施主体

　この表彰は、令和３年度６次産業化普及啓発委託事業の受託者が有識者により構成される協議会として設置する６次産業化推進協議会（以下「協議会」という。）が実施します。

第３　募集

　１　募集対象者

　６次産業化※1や農商工連携※2に主体的に取り組んでいる農林漁業者又はその組織する団体※3であって、その経営規模が農林水産祭表彰要領（昭和37年６月12日付け37総第1369号農林事務次官依命通知）別表②の「経営」欄の多角化経営部門に規定する基準を満たしているものを対象とします。

※1　６次産業化とは、農林漁業者が主体となって、１次産業としての農林漁業と、２次産業としての製造業、３次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農林水産物やバイオマスといった農山漁村の豊かな地域資源を活用して新たな付加価値を生み出すことで、農山漁村の所得の向上、雇用の確保を図る取組です。

※2　農商工連携とは、農林漁業者と商工業者がお互いの強みを活かし、単独では開発・生産することが難しかった商品やサービスを両者が協力して創り出すことで、売上げや利益の増加を目指そうとする取組です。

※3　農林漁業者又はその組織する団体について、事業形態の種類（法人、個人、任意団体等）は問いません。また、農林漁業者又はその組織する団体が主たる構成員又は出資者となっている法人を含みます。

２　募集方法

　応募は１の条件を満たしていれば自薦・他薦を問いません。別紙１の「令和３年度「６次産業化優良事例表彰」応募様式」に所定の事項を記入し、それに基づく必要な書類を添付のうえ、郵送もしくは電子メールにて応募して下さい。他薦の場合は、推薦する対象の者に本要領の内容を理解いただき同意を得た上で応募して下さい。

　３　募集期間

　令和３年６月１５日（火）から８月１１日（水）までとします。

　４　応募提出書類

（１）別紙１の応募様式

　※応募様式はＡ４（文字の大きさ10.5ポイント以上）、４ページ

以内とします。

　　写真データがある場合は、別途添付（３点以内）をお願いします。

（２）その他参考資料

※実践内容等が分かる資料（３点以内）を添付願います。

　　例・会社概要が分かるもの（パンフレット等）

　　　・外部評価につながる報道実績(新聞掲載記事、タウン誌記事、ＨＰ記事

写し等)

　※応募提出書類（上記(１)、(２)）を各１部御提出ください。

　５　応募に当たっての留意事項

（１）応募提出書類、写真等は返却しません。

（２）応募受付後、優良事例集作成における協力（写真等の提供、原稿の確認等）を依頼する場合があります。

（３）応募内容が事実と異なる場合は、表彰候補に選定されていても無効となる場合があります。

（４）応募提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

（５）応募提出書類を提出した後の差替えは認めません。

第４　審査

１　第３に基づく応募について、別紙２の「６次産業化優良事例表彰審査基準」に基づき協議会が審査を行います。審査員は「６次産業化推進協議会設置要領」の第３条の委員をもって充てることとします。

２　応募提出書類による書類審査の後に、書類審査通過者については現地調査を実施し、第５に定める表彰の対象を選定します。

３　協議会において行う審査の内容は非公開とします。

第５　表彰

　協議会において審査を行った応募の中から、別紙２の「６次産業化優良事例表彰審査基準」に照らし、優れたものについて表彰を行うものとし、その種類と点数は次のとおりとします。

農林水産大臣賞　　　　　　 １点以内

農林水産省食料産業局長賞　 ５点以内

協議会奨励賞　　　　 　　　　 数点

第６　スケジュール

　応募受付開始　　　　　　　　　令和３年６月１５日（火）

　応募受付締切　　　　　　　　　令和３年８月１１日（水）

　書類審査　　　　　　　　　　　令和３年９月

　書類審査結果通知（通過者のみ）令和３年９月

* 書類審査通過者には、財務諸表（4期分）を提出いただき、また、現地調査を実施します。

　現地調査　　　　　　　　　　　令和３年９月～１０月

　最終審査（表彰対象の選定）　　令和３年１１月

　最終審査結果の公表（農林水産省ＨＰにて公開） 令和３年１２月

　表彰式　　　　　　　　　　　　令和４年１月予定

* 書類審査以降のスケジュールは通知なく変更となる場合があります。

第７　表彰された取組の普及

　６次産業化の推進に資するため、農林水産省及び各地方農政局等、関係機関と連携し、表彰された取組について農林水産省のホームページをはじめ、様々なメディアを通じて広く普及に努めるものとします。

第８　個人情報の保護について

　応募提出書類に記入された個人情報については、当該個人の同意なく農林水産省、協議会の委員及びその他本表彰事業に関わる者以外の第三者に開示することはしません。

第９　知的財産権等について

　応募提出書類に係る著作権の移転は行いません。ただし６次産業化の幅広いＰＲのため、使用許諾の確認をしたものについては、パンフレット、農林水産省ホームページなどへの掲載や報道機関への情報提供を行う場合があります。

　また、応募提出書類に関する全ての権利（著作権・肖像権等）は、応募者または推薦者が処理をした上で応募するものとします。これらの権利に関して第三者から異議や請求があった場合は、応募者または推薦者の責任において処理するものとします。

第10　その他

　　　その他必要な事項については、協議会が別に定めるものとします。

第11　提出先・問合せ先

〒105-0001　東京都港区虎ノ門１－８－５

「６次産業化推進協議会」事務局

株式会社ブランド総合研究所

担当：山崎（やまざき）

電子メール：6award@tiiki.jp

TEL：03-3539-3011 FAX：03-3539-3013